

保護者並びに地域の皆様へ

笠岡市立神内小学校

校長 井上 勝雄

学校敷地内禁煙について（お願い）

新春の候，保護者並びに地域の皆様には，ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より，本校の教育に温かいご支援・ご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，平成15年5月1日に施行された「健康増進法」では「学校や病院などの多数の人が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と規定され，本校においては，これまで校舎内禁煙といたしておりました。しかし，全国的にも学校敷地内禁煙の取組が進む中，児童をはじめ小学校を利用されるすべての方々の健康管理の観点から受動喫煙防止の徹底を図るため，**平成28年2月1日より神内小学校においても敷地内を全面禁煙**といたします。何とぞ皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。